

誓約書

指定給水装置工事事業者 申請者 及びその役員は、水道法
第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者
であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

宇美町長 殿

水道法第25条の3 第1項第3号イからへ

イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの